



# 金 沢 市 公 報

号外第4号の2

令和2年(2020年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (保育幼稚園課) 18
○金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (中央卸売市場事務局) 1		○金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) 18
○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (公設花き地方卸売市場事務局) 9		○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療保険課) 19
○金沢市印鑑条例の一部を改正する条例 (市 民 課) 17		○金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例 (健康政策課) 19
○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (こども総合相談センター) 18		○金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (衛生指導課) 20

## 条 例

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金 沢 市 長      山   野   之   義

### ◎金沢市条例第12号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
目次中「卸売の業務に関する」を削る。

第1条中「第9条第2項」を「第4条第4項」に、「及び施設の使用、監督処分等」を「施設の管理に関する事項その他必要な事項」に改め、同条の次に次の1条を加える。  
(用語の意義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生鮮食料品等 法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。
- (2) 卸売業者 第6条第1項の規定により市長の許可を受けて卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- (3) 仲卸業者 第19条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。

(4) 売買参加者 第27条第1項の規定により市長の承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

第2条（見出しを含む。）中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（市場運営の原則）

第2条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第3条第1項中「取扱品目の部類ごとに、次に掲げる」を「次の各号に掲げる取扱品目の部類（以下「取扱品目の部類」という。）の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第1号及び第2号中「規則で」を「市長が」に改め、同条第2項中「前項のいずれの」を「いずれの取扱品目の」に改める。

第5条第1項中「午後6時」を「午後12時」に改め、同条第2項中「（法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）」を削る。

第6条を次のように改める。

（卸売業務の許可）

第6条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 第1項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

(4) その他市長が必要があると認める事項

4 前項の許可申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることによって卸売場の物理的な収容能力を超えることとなるときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 法人でないとき。

(2) 第11条の2又は第75条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

(4) 卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者でないとき。

(5) 金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として

使用する者であるとき。

(6) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。

第7条第1項中「農林水産大臣」を「市長」に改める。

第10条第1項中「、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して」を削り、同条第2項を削る。

第11条の次に次の4条を加える。

(卸売業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条第5項第3号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者がその業務を適確に遂行しないとき、又は正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、第7条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、その業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条の3 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人とが合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請をした者」とあるのは「申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第11条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第6条第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第6条第1項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。

(3) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人又は破産管財人は、遅滞なく、そ

の旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の作成等)

第11条の5 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第7条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第12条第5項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第75条第5項」を「第75条第6項」に改め、同項第4号中「（第19条第1項の規定により市長の許可を受けて市場において仲卸しの業務（市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。））を行う者をいう。以下同じ。）」及び「（第27条第1項の規定により市長の承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第6項を削り、同条第7項第2号及び第3号中「第75条第5項」を「第75条第6項」に改め、同項を同条第6項とする。

第13条第3項中「、第5項」を「及び第5項」に改め、「及び第6項」を削る。

第15条第1項第4号中「第75条第5項」を「第75条第6項」に改める。

第18条を次のように改める。

#### 第18条 削除

第19条第2項中「前条の」を削り、同条第5項中「仲卸業者の数が前条に定める最高限度」を「仲卸売場の物理的な収容能力」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「仲卸しの業務の」を「第22条又は第75条第2項の規定による」に改め、同項第6号中「又は」を「並びに」に、「有しない者である」を「有する者でない」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 暴力団員であるとき。

(8) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(9) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。

第22条第1項中「若しくは第5号」を「、第5号若しくは第7号から第9号まで」に改め、同条第2項中「仲卸業者が」の次に「その業務を適確に遂行しないとき、又は」を加え、同項第4号を削り、同条第3項を削る。

第23条第1項、第2項及び第4項中「市場における」を削る。

第25条第1項第1号及び第2号中「仲卸し」を「第19条第1項の許可に係る仲卸し」に改め、同条第2項中「又は清算人」を「、清算人又は破産管財人」に改める。

第27条第1項中「から」の次に「せり売り又は入札の方法により」を加え、同条第5項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、

同項第4号中「又は」を「並びに」に、「有しない者である」を「有する者でない」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 暴力団員であるとき。

(6) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(7) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。

第28条第2項中「又は清算人」を「、清算人又は破産管財人」に改める。

第29条中「若しくは第3号」を「、第3号若しくは第5号から第7号まで」に改める。

第31条第1項中「前条第1項第1号に規定する」を「前条第1項各号に掲げる」に、「第1種関連事業」を「関連事業」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第4号中「又は」を「並びに」に、「有しない者である」を「有する者でない」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 暴力団員であるとき。

(6) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(7) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。

第31条第2項を削る。

第32条第1項中「第1種関連事業又は第2種関連事業」を「関連事業」に改める。

第33条第1項中「第1種関連事業の許可を受けた者」を「関連事業者」に、「第31条第1項第1号若しくは第2号」を「第31条第1号、第2号若しくは第5号から第7号まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「関連事業者が」の次に「その業務を適確に遂行しないとき、又は」を加え、同項第4号を削り、同項を同条第2項とする。

第34条第1項中「第1種関連事業及び第2種関連事業」を「関連事業」に改め、同条第3項を削る。

第35条の次に次の1条を加える。

(売買取引の基本理念)

第35条の2 卸売業者及び仲卸業者は、市民等に対する生鮮食料品等の安定的な供給に資するために、次に掲げる事項を基本として取引するよう努めるものとする。

(1) 卸売業者は、市場の仲卸業者及び売買参加者へ卸売をすること。

(2) 卸売業者は、市場内において卸売をすること。

(3) 仲卸業者は、市場の卸売業者から買入れをすること。

第36条第1項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引」を「せり売り若しくは入札の方法又は相対取引」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、せり売り又は入札の方法により卸売をする場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

第36条第3項及び第4項を削る。

第37条から第39条までを次のように改める。

## 第37条から第39条まで 削除

第40条第1項中「市場における」を削り、「若しくは売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同条第2項中「法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品」を「その取扱品目に属する生鮮食料品等」に、「その申込みが第46条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の」を「省令第6条に規定する」に、「なければ」を「ある場合を除き」に改める。

第41条を次のように改める。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告)

第41条 卸売業者は、卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をした場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第43条の見出しを「(指定保管場所の指定等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

卸売業者は、卸売の業務について、物品の卸売を行うための保管場所を市場外かつ市内に設置しようとする場合は、当該保管場所について、市長の指定を受けなければならない。

第43条第2項中「前項第1号」を「前項」に改め、同条第4項中「第1項第1号の指定を受けた」を削り、「その指定」を「第1項の指定」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 卸売業者は、卸売の業務について、市場内及び第1項の規定により市長の指定を受けた保管場所(以下「指定保管場所」という。)以外にある物品の卸売をした場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第43条第6項から第8項までを削る。

第44条から第47条までを次のように改める。

## 第44条及び第45条 削除

(売買取引の条件の公表)

第46条 卸売業者は、次に掲げる売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法(第57条に定められた決済の方法に則したものに限る。)

(6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

## 第47条 削除

第48条第1項中「第43条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、」及び

「(以下「電子商取引に係る受託物品」という。)」を削り、同条第2項中「卸売業者又は委託者から電子商取引に係る受託物品の引渡しを受ける者のうち」を「市場外で引渡しをする受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は」に、「電子商取引に係る受託物品の検収」を「受託物品の検収」に改め、「、当該電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては」を削り、「電子商取引に係る受託物品の種類」を「受託物品の種類」に改める。

第49条を次のように改める。

#### 第49条 削除

第50条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(仲卸業者の業務の規制)」を付し、同条第1項中「その許可に係る」を削り、「当該」を「その」に改め、同条第2項本文中「その許可に係る」を削り、「おいては、当該」を「おいて、その」に改め、「市場の」を削り、「販売しては」を「販売した場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月10日までに市長に報告しなければ」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第3項から第7項までを削る。

第51条を次のように改める。

#### 第51条 削除

第52条第2項中「売買参加者」の次に「その他の買受人」を加える。

第54条第1項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「及び第4号」を削り、同項第3号中「第41条第1項第1号ア及びウ、同項第2号並びに第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「高値」の次に「(省令第3条第2項第2号に規定する高値をいう。以下同じ。)」を、「中値」の次に「(同号に規定する中値をいう。以下同じ。)」を、「安値」の次に「(同号に規定する安値をいう。以下同じ。)」を加え、同項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「及び第4号」を削り、同項第3号中「第41条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して」に改め、同項第4号を削る。

第55条第1項中「、規則で定めるところにより」を削り、「卸売場の見やすい場所に掲示しなければ」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改め、同項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「及び第4号」を削り、同項第3号中「第41条第1項第1号ア及びウ、同項第2号並びに第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「、規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、同項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「及び第4号」を削り、同項第3号中「第41条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して」に改め、同項第4号を削り、同条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、第46条第4号又は第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等がある場合にあつては、毎月10日までに、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額をインターネットの利用その他の適切な

方法により公表しなければならない。

第56条第1項中「卸売場の掲示板に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第2項中「、規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加える。

第57条から第60条までを次のように改める。

(支払期日、支払方法その他の決済の方法)

第57条 取引参加者が市場において売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法は、規則で定める方法とする。

第58条から第60条まで 削除

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第1項中「又は売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改める。

第4章の章名中「卸売の業務に関する」を削る。

第64条の2を次のように改める。

第64条の2 取引参加者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守し、物品の品質管理を行わなければならない。

第68条中「清算人」の次に「、破産管財人」を加える。

第71条第2項中「別表第3」を「別表」に改める。

第74条第1項を次のように改める。

市長は、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合のいずれかに該当する場合において、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第74条第2項を削り、同条第3項中「前2項に定める場合を除くほか、市場における」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「市場における」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「市場における」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第75条第1項中「100,000円」を「50,000円」に改め、「科し」の次に「、第6条第1項の許可を取り消し」を加え、同条第2項及び第3項中「100,000円」を「50,000円」に改め、同条第7項を削り、同条第6項中「卸売業者、仲卸業者、売買参加者」を「取引参加者」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項第3号中「若しくは売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 市長は、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

第76条中「、法第13条第1項の規定に基づき」を削る。

第77条第2号を次のように改める。

(2) 市場の開場の期日及び時間に関する事項



第77条中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

(3) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項

(4) 卸売の業務を行う者に関する事項

(5) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

第87条第2項中「及び面積は、次のとおり」を「は、金沢市才田町戊370番地5」に改め、同項各号を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3卸売業者市場使用料の項中「当該月の」の次に「市場内及び指定保管場所にある物品の」を加え、同表仲卸業者市場使用料の項中「第50条第2項ただし書の規定に基づき」を「第50条第2項に規定する卸売業者以外の者から」に改め、同表を別表とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 金沢市中央卸売市場における卸売の業務について、この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第1項の規定によりなされている許可は、改正後の金沢市中央卸売市場業務条例（次項において「新条例」という。）第6条第1項の規定によりなされた許可とみなす。
- 3 この条例の施行前に改正前の金沢市中央卸売市場業務条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例に相当規定があるときは、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第13号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「買受人」を「売買参加者」に改め、「卸売の業務に関する」を削る。

第1条中「第56条第2項及び石川県卸売市場条例（昭和46年石川県条例第55号。以下「県条例」という。）第3条」を「第13条第4項」に、「並びに施設の使用、監督処分等」を「施設の管理に関する事項その他必要な事項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（用語の意義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 卸売業者 第6条第1項の規定により市長の許可を受けて卸売の業務（市場に出荷される花き等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。

(2) 仲卸業者 第19条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（市場にお

いて卸売を受けた花き等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。

(3) 売買参加者 第27条第1項の規定により市長の承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

第2条(見出しを含む。)中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(市場運営の原則)

第2条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第3条中「規則で」を「市長が」に改める。

第5条第2項中「(法第58条第1項の規定により石川県知事(以下「知事」という。)の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)」を削る。

第6条を次のように改める。

(卸売業務の許可)

第6条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び住所
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) その他市長が必要があると認める事項

3 前項の許可申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることによって卸売場の物理的な収容能力を超えることとなるときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 法人でないとき。
- (2) 第11条の2又は第75条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) その業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- (4) 卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者でないとき。
- (5) 金沢市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。
- (6) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。

第7条第1項中「知事」を「市長」に改める。

第10条第1項中「、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して」を削り、同条第2項

を削る。

第11条の次に次の4条を加える。

(卸売業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条第4項第3号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者がその業務を適確に遂行しないとき、又は正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、第7条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、その業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条の3 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人とが合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請をした者」とあるのは「申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第11条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第6条第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第6条第1項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。

(3) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の作成等)

第11条の5 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)第21条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、

これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第12条第5項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第75条第5項」を「第75条第6項」に改め、同項第4号中「（第19条第1項の規定により市長の許可を受けて市場において仲卸しの業務（市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）若しくは買受人（第27条第1項の規定により市長の承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。））」を「若しくは売買参加者」に改め、同条第6項を削り、同条第7項第2号及び第3号中「第75条第5項」を「第75条第6項」に改め、同項を同条第6項とする。

第13条第3項中「、第5項」を「及び第5項」に改め、「及び第6項」を削る。

第15条第1項第4号中「第75条第5項」を「第75条第6項」に改める。

第18条を次のように改める。

#### 第18条 削除

第19条第4項中「仲卸業者の数が前条に定める最高限度」を「仲卸売場の物理的な収容能力」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「仲卸しの業務の」を「第22条又は第75条第2項の規定による」に改め、同項第6号中「又は」を「並びに」に、「有しない者である」を「有する者でない」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 暴力団員であるとき。

(8) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(9) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。

第22条第1項中「若しくは第5号」を「、第5号若しくは第7号から第9号まで」に改め、同条第2項中「仲卸業者が」の次に「その業務を適確に遂行しないとき、又は」を加え、同項第4号を削り、同条第3項を削る。

第23条第1項、第2項及び第4項中「市場における」を削る。

第25条第1項第1号及び第2号中「仲卸し」を「第19条第1項の許可に係る仲卸し」に改め、同条第2項中「又は清算人」を「、清算人又は破産管財人」に改める。

第2章第3節の節名を次のように改める。

#### 第3節 売買参加者

第27条の見出し中「買受人」を「売買参加者」に改め、同条第1項中「から」の次に「せり売り又は入札の方法により」を加え、同条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第4号中「又は」を「並びに」に、「有しない者である」を「有する者でない」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 暴力団員であるとき。

(6) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(7) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。

第28条第1項中「買受人」を「売買参加者」に改め、同条第2項中「買受人」を「売買参加者」に、「又は清算人」を「、清算人又は破産管財人」に改める。

第29条の見出し中「買受人」を「売買参加者」に改め、同条中「買受人」を「売買参加者」に、「若しくは第3号」を「、第3号若しくは第5号から第7号まで」に改める。

第30条第1項中「買受人」を「売買参加者」に改める。

第31条第1項中「前条第1項第1号に規定する」を「前条第1項各号に掲げる」に、「第1種関連事業」を「関連事業」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第4号中「又は」を「並びに」に、「有しない者である」を「有する者でない」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 暴力団員であるとき。

(6) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(7) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。

第31条第2項を削る。

第32条第1項中「第1種関連事業又は第2種関連事業」を「関連事業」に改める。

第33条第1項中「第1種関連事業の許可を受けた者」を「関連事業者」に、「第31条第1項第1号若しくは第2号」を「第31条第1号、第2号若しくは第5号から第7号まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「関連事業者が」の次に「その業務を適確に遂行しないとき、又は」を加え、同項第4号を削り、同項を同条第2項とする。

第34条第1項中「第1種関連事業及び第2種関連事業」を「関連事業」に改め、同条第3項を削る。

第35条の次に次の1条を加える。

(売買取引の基本理念)

第35条の2 卸売業者及び仲卸業者は、市民等に対する花き等の安定的な供給に資するために、次に掲げる事項を基本として取引するよう努めるものとする。

(1) 卸売業者は、市場の仲卸業者及び売買参加者へ卸売をすること。

(2) 卸売業者は、市場内において卸売をすること。

(3) 仲卸業者は、市場の卸売業者から買入れをすること。

第36条第1項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引」を「せり売り若しくは入札の方法又は相対取引」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、せり売り又は入札の方法により卸売をする場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

第36条第3項及び第4項を削る。

第37条から第39条までを次のように改める。

## 第37条から第39条まで 削除

第40条第1項中「市場における」を削り、「仲卸業者」の次に「、売買参加者その他の」を加え、同条第2項中「法第58条第1項の許可に係る取扱品目の物品」を「花き等」に、「その申込みが第46条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の」を「省令第6条に規定する」に、「なければ」を「ある場合を除き」に改める。

第41条を次のように改める。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告)

第41条 卸売業者は、卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をした場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第43条の見出しを「(指定保管場所の指定等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

卸売業者は、卸売の業務について、物品の卸売を行うための保管場所を市場外かつ市内に設置しようとする場合は、当該保管場所について、市長の指定を受けなければならない。

第43条第2項中「前項第1号」を「前項」に改め、同条第4項中「第1項第1号の指定を受けた」を削り、「その指定」を「第1項の指定」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 卸売業者は、卸売の業務について、市場内及び第1項の規定により市長の指定を受けた保管場所(以下「指定保管場所」という。)以外にある物品の卸売をした場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

第43条第6項から第8項までを削る。

第44条から第47条までを次のように改める。

## 第44条及び第45条 削除

(売買取引の条件の公表)

第46条 卸売業者は、次に掲げる売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 花き等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の花き等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 花き等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法(第57条に定められた決済の方法に則したものに限る。)
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

## 第47条 削除

第48条第1項中「第43条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、」及び「(以下「電子商取引に係る受託物品」という。)」を削り、同条第2項中「卸売業者又

は委託者から電子商取引に係る受託物品の引渡しを受ける者のうち」を「市場外で引渡しをする受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は」に、「電子商取引に係る受託物品の検収」を「受託物品の検収」に改め、「、当該電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては」を削り、「電子商取引に係る受託物品の種類」を「受託物品の種類」に改める。

第49条を次のように改める。

#### 第49条 削除

第50条第2項本文中「おいては」を「おいて」に改め、「市場の」を削り、「販売しては」を「販売した場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月10日までに市長に報告しなければ」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第3項から第6項までを削る。

第52条第2項中「仲卸業者、」の次に「売買参加者その他の」を加える。

第54条第1項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「及び第4号」を削り、同項第3号中「第41条第1項第1号ア、同項第2号及び第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「高値」の次に「(省令第3条第2項第2号に規定する高値をいう。以下同じ。)」を、「中値」の次に「(同号に規定する中値をいう。以下同じ。)」を、「安値」の次に「(同号に規定する安値をいう。以下同じ。)」を加え、同項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「及び第4号」を削り、同項第3号中「第41条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して」に改め、同項第4号を削る。

第55条第1項中「卸売場の見やすい場所に掲示しなければ」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改め、同項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「及び第4号」を削り、同項第3号中「第41条第1項第1号ア、同項第2号及び第3号の規定により市長の許可又は承認を受けて」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「、規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、同項第1号中「(第4号に掲げる物品を除く。)」を削り、同項第2号中「及び第4号」を削り、同項第3号中「第41条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて」を「仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して」に改め、同項第4号を削り、同条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、第46条第4号又は第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等がある場合にあつては、毎月10日までに、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第56条第1項中「卸売場の掲示板に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第2項中「、規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加える。

第57条から第60条までを次のように改める。

(支払期日、支払方法その他の決済の方法)

第57条 取引参加者が市場において売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法は、規則で定める方法とする。

## 第58条から第60条まで 削除

第62条を次のように改める。

## 第62条 削除

第64条第1項中「及び」を「、売買参加者その他の」に改める。

第4章の章名中「卸売の業務に関する」を削る。

第65条第2項中「買受人」を「売買参加者」に改める。

第68条中「清算人」の次に「、破産管財人」を加える。

第71条第2項中「別表第3」を「別表」に改める。

第74条第1項から第3項までを次のように改める。

市長は、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合のいずれかに該当する場合において、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、仲卸業者の財産の状況が規則で定める場合のいずれかに該当する場合において、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第74条第4項中「市場における」を削る。

第75条第1項中「科し」の次に「、第6条第1項の許可を取り消し」を加え、同条第3項中「買受人」を「売買参加者」に改め、同条第7項を削り、同条第6項中「卸売業者、仲卸業者、買受人」を「取引参加者」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項第2号中「買受人」を「売買参加者」に改め、同項第3号中「若しくは」を「、売買参加者その他の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 市長は、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

第77条第2号を次のように改める。

(2) 市場の開場の期日及び時間に関する事項

第77条中第4号を第6号とし、同条第3号中「市場の公正かつ効率的な」を「卸売の業務に係る」に、「の確保」を「及び決済の方法」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(4) 卸売の業務を行う者に関する事項

(5) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

第78条第2項中「買受人」を「売買参加者」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3卸売業者市場使用料の項中「当該月の」の次に「市場内及び指定保管場所にあ



る物品の」を加え、同表仲卸業者市場使用料の項中「第50条第2項ただし書の規定に基づき」を「第50条第2項に規定する卸売業者以外の者から」に改め、同表を別表とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 金沢市公設花き地方卸売市場における卸売の業務について、この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定によりなされている許可は、改正後の金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（次項において「新条例」という。）第6条第1項の規定によりなされた許可とみなす。
- 3 この条例の施行前に改正前の金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例に相当規定があるときは、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第14号

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例

金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第3項中「記録されて」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされて」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

第14条ただし書中「第15条の2」を「次条」に改める。

第15条を削る。

第15条の2中「第14条」を「前条」に、「印鑑登録証明書を」を「印鑑登録証明書等を」に改め、同条を第15条とする。

第17条から第19条までを削り、第20条を第17条とし、第21条を第18条とし、第22条を第19条とする。

第23条中「、第14条」を「又は第14条」に改め、「又は第19条」を削り、同条を第20条とし、第24条を第21条とし、第25条を第22条とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年12月31日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定、第4条第3項の改正規定、第6条第1項第3号の改正規定及び第15条の2の改正規定（「印鑑登録証明書を」を「印鑑登録証明書等を」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

- 2 金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第1号の項中「第15条の2」を「第15条」に改める。

---

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第15号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号ア中「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第16号

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「施行日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「当該各号のいずれかに該当することとなった日又は放課後児童健全育成事業者に雇用された日のうち、いずれか遅い日（以下「基準日」という。）の属する年度の研修（基準日が当該研修の申込期限後である場合は、その翌年度の研修。ただし、これらの研修を受けることができない正当な理由があると市長が認めるときは、それぞれ当該年度の翌年度の研修とする。）を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日現在において、その前日から引き続き放課後児童健全育成事業に従事している者に係る第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和3年3月31日まで（当該日までに研修を受けることができない正当な理由があると市長が認めるときは、令和4年3月31日まで）に修了することを予定している者を含む。）とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第18号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の6中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第31条第1項中「580,000円」を「610,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第5項及び第6項中「580,000円」を「610,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、令和2年度分からの保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

---

金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第19号

金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例

（金沢市福祉健康センター条例の一部改正）

第1条 金沢市福祉健康センター条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正す

る。

第3条第6号中「夜間における」を削る。

(金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部改正)

第2条 金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「夜間における」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第20号

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

金沢市食品衛生法施行条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条及び第3条を削る。

第1条の2に見出しとして「(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)」を付し、同条を第2条とする。

第4条に見出しとして「(手数料)」を付し、同条中「別表第4」を「別表」に改め、同条を第3条とする。

第5条に見出しとして「(営業の許可の標識)」を付し、同条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条の前に見出しとして「(届出を要する営業等)」を付し、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第7条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

別表第4中「第4条」を「第3条」に改め、同表第15号の項中「魚介類せり売営業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に改め、同表第26号の項中「醤油製造業許可申請手数料」を「しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同表第31号の項中「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に改め、同表を別表とする。

附 則

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

2 この条例による改正前の金沢市食品衛生法施行条例(以下「旧条例」という。)第2条、第3条、第6条及び別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第2条第1項中「法第50条第2項」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第1条の規定による改正前の法第50条第2項」とする。



令和2年(2020年)3月25日 印刷  
令和2年(2020年)3月25日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄